

## 第22回全国農業担い手サミットinしずおか実行委員会規約

### (名称)

第1条 本会は、第22回全国農業担い手サミットinしずおか実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 実行委員会は、第22回全国農業担い手サミットinしずおか（以下「担い手サミット」という。）を円滑に開催することを目的とする。

### (業務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 担い手サミット全体の総合企画に関すること。
- (2) 担い手サミットの開催及び運営に関すること。
- (3) その他、前条の目的を達するために必要な事項に関すること。

### (構成)

第4条 実行委員会の委員は、別表1に掲げる組織及び団体の役職員をもって構成する。

### (役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 7名
  - (3) 監事 2名
- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長及び監事は、委員長の指名により選出する。

### (役員職務)

第6条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長のうちからあらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。

### (役員任期)

第7条 役員任期は、実行委員会が解散する日までとする。

### (役員報酬)

第8条 役員は、無報酬とする。

### (会議)

第9条 実行委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長を務める。

- 2 委員長は、審議の内容により、一部の委員の出席を求めて、会議を開催することができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を求めることができる。
- 4 委員は、自ら会議に出席できないときは、委員の所属組織又は団体から代理の者を出席させることができる。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 6 委員長が必要と認める場合、書面により表決を求め、会議の議決に代えることができる。

### (委員長の専決処分)

第10条 委員長は、会議を招集するいとまがないときは、会議で審議すべき事項を専決することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決した事項については、次の会議に報告しなければならない。

### (幹事会)

第11条 実行委員会における審議を補助するため、幹事会を設置する。

2 幹事会は、別表2に掲げる組織及び団体の役職員をもって構成する。

3 幹事会に幹事長1名を置き、幹事長は実行委員長が務めることとする。

4 幹事会は、幹事長が招集する。

5 委員は、幹事会に出席できないときは、委員の所属機関又は団体から代理の者を出席させることができる。

6 幹事会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 委員会で審議する事項に関すること。

(2) 緊急に審議し、決定することが必要な事項に関すること。

(3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

### (事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、事務所を静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課と一般社団法人静岡県農業会議担い手支援課の共同事務局とする。

3 事務局に事務局長を置き、事務局長は、必要に応じて関係機関による打合せを行う。

4 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### (地域運営委員会)

第13条 担い手サミットにおける地域交流会等を円滑に開催するため、県農林事務所を基本とする地域単位の運営委員会（以下「地域運営委員会」という。）を設置する。

2 地域運営委員会は、次の業務を行う。

(1) 地域交流会等の総合企画に関すること。

(2) 地域交流会等の開催及び運営に関すること。

(3) その他、地域交流会等の開催に必要な事項に関すること。

3 地域運営委員会の委員は農業者団体、農業協同組合及び関係機関の役職員等をもって構成する。

4 地域運営委員会に委員長1名、副委員長若干名を置く。

(1) 委員長は、委員の互選により選出する。

(2) 副委員長は、委員長の指名により選出する。

5 地域運営委員会の役員の職務及び会議については、第6条第1項及び第2項、第7条から第10条の規定をそれぞれ準用する。

6 地域運営委員会の円滑な運営を図るため事務局を設置する。

(1) 事務局は、各県農林事務所内に置く。

(2) 事務局に事務局長を置き、事務局長は必要に応じて関係機関等による打合せを行う。

7 本条に定めるもののほか、地域運営委員会に関し必要な事項は会議で定める。

### (経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金、補助金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

### (事業及び会計年度)

第15条 実行委員会の事業及び会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、平成30年度の会計予算は、平成30年5月24日に始まるものとする。

**(事務管理等)**

第16条 実行委員会における事務管理等に関しては、別に定める事務局規程及び会計処理規程に基づいて実施する。

**(解散)**

第17条 実行委員会及び地域運営委員会は、事業の完了報告の承認をもって解散する。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産の処理については、会議で協議の上、別に定める。

**(細則)**

第18条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

**附 則**

この規約は、平成30年5月24日から施行する。

**附 則**

この規約は、平成31年2月12日から施行する。

**附 則**

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この規約は、平成31年4月19日から施行する。

**附 則**

この規約は、令和元年6月19日から施行する。

## 別表 1

## 第22回全国農業担い手サミットinしずおか実行委員会委員

組織・団体名	役職名
静岡県認定農業者協会	会長
静岡県農業経営士協会	会長
静岡県青年農業士会	会長
静岡県農業法人協会	会長
農山漁村ときめき女性	世話人代表
静岡県農業協同組合女性組織協議会	委員長
静岡県農業協同組合青壮年連盟	委員長
静岡県農業青年クラブ	会長
静岡県農業協同組合中央会	専務理事
静岡県信用農業協同組合連合会	代表理事理事長
静岡県経済農業協同組合連合会	代表理事理事長
一般社団法人静岡県農業会議	専務理事
公益社団法人静岡県農業振興公社	理事長
公益社団法人静岡県畜産協会	会長
静岡県農業共済組合連合会	参事
株式会社日本政策金融公庫静岡支店 農林水産事業	農林水産事業統轄
公益社団法人静岡県茶業会議所	専務理事
公益社団法人静岡県観光協会	専務理事
静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合	専務理事
静岡州市長会	事務局長
静岡県町村会	事務局長
静岡市経済局	農林水産統括監
静岡県警察本部警備部警備課	課長
静岡県教育委員会事務局高校教育課	課長
静岡県経済産業部	農林水産担当部長
一般社団法人全国農業会議所農政・経営対策部	部長
全国認定農業者協議会	会長
関東農政局経営・事業支援部	部長

## 別表 2

## 第22回全国農業担い手サミットinしずおか実行委員会幹事会

組織・団体名	役職名
静岡県認定農業者協会	会長
静岡県農業経営士協会	顧問
静岡県青年農業士会	副会長
静岡県農業法人協会	副会長
農山漁村ときめき女性	世話人
静岡県農業協同組合女性組織協議会	副委員長
静岡県農業協同組合青壮年連盟	副委員長
静岡県農業青年クラブ	副会長
静岡県農業協同組合中央会	農政営農部長
静岡県信用農業協同組合連合会	農業部長
静岡県経済農業協同組合連合会	営農販売企画部長
一般社団法人静岡県農業会議	参事
公益社団法人静岡県農業振興公社	事務局長
静岡市経済局	農林水産部長